

インド愛知デスク ニュース

◆◇ GST アップデート ◇◆

2017 年 8 月 30 日

輸出時の IGST について

インドからの物品・サービスの輸出については、州際取引と整理されて IGST の課税対象となっているが、税率は 0%(Zero rated supply)とされている。ただし、物品・サービスの輸出時に IGST を課税しない(=IGST を記載しないインボイスを発行する) ためには、予め Letter of Undertaking (LUT)を主たる事業所の管轄当局 (Deputy/Assistant Commissioner) に提出するか、Bond (担保金)を供出しなければならない。

これらの手続を経ない輸出の場合は、いったん輸出時に IGST を課税して(=IGST を記載したインボイスを発行して) 納税し、後にその還付申告することができる。

LUT とは？

LUT は、インド大統領を宛先とした念書で、①CGST ルール 96A (1) に従って物品・サービスの輸出時に IGST を課税しないこと、②物品・サービスの輸出に関する全ての規定を遵守すること、③物品・サービスを輸出しなかった場合には IGST を支払い、インボイス日から IGST 支払日までの期間について年 18%の利息を支払うこと、を確認する。100 ルピーの Stamp Paper に印刷し、会社代表者が署名する。また、2 名の Witness の署名も必要で、Witness の PAN カードまたは Addhaar カードのコピーの提出も求められる。Witness は会社関係者に限らず、誰でも良いとされる。

LUT は Form RFD-11 に添付して提出する。また、以下に述べる外貨建て送金基準への合致や係争事案がないことを確認する Undertaking Letter と外貨建て送金額についての銀行の Certification を入手し、提出する。LUT は基本的に年度単位のコンプライアンスとなる。

LUT の提出が認められる GST 登録者

以下の条件を満たす GST 登録者は、LUT を提出することで、IGST 課税なしに輸出をすることができる。

- Foreign Trade Policy 2015-2020 の Paragraph 5 に定めるステータスホルダーである
- 外貨建て送金による輸出売上の受取額が、輸出売上の 10%もしくは 1,000 万ルピーのいずれか高い方を超えている
- CGST 法または各旧間接税法の下での 2,500 万ルピー超の係争事案がない

上記条件を満たさない場合には、以下に述べる Bond の方法で輸出時の IGST 課税を回避できる。

Bond とは？

輸出取引に係る税額を見積もり、それ以上の金額を Bond (担保金)とする。Bond は、輸出取引の都度の担保ではなく、継続的輸出取引に対する担保 (Running Bond)でも認められ、もし担保額が輸出にかかる税額を下回った場合には新たに Bond を設定する。また、その担保金について銀行保証を付さなければならないとされているが、主たる事業所の管轄 Commissioner がこれまでの輸出記録を確認して認められれば、銀行保証を付けないことも可能である。銀行保証額は原則的に Bond 金額の 15%を上限とするとされている。Bond (担保金証書) は Form RFD-11 の形式に従って作成し、当局(Commissioner) に提出する。

インボイスへの記載

物品・サービスの輸出に係るインボイスには、IGST を課税する場合には「SUPPLY MEANT FOR EXPORT ON PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

また、LUT または Bond による IGST 課税なしの輸出に係るインボイスには、「SUPPLY MEANT FOR EXPORT UNDER BOND OR LETTER OF UNDERTAKING WITHOUT PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

還付申告

輸出に係る IGST を納税した場合の還付申告は、基本的には月次の売上サプライ情報申告 (Form GSTR-1)で輸出売上サプライを申告し、月次申告書 (Form GSTR-3)で還付を申告することとなる。

旧間接税制では輸出に関して様々は書類が要求されていたが、GST の下では、物品の輸出は Shipping Bill のみが必要とされ、IGST 還付には Shipping Bill を税関に提出し、それが輸出積荷目録(EGM)に反映されればその他の書類は基本的には必要ない。あとは、月次申告書 (FormGSTR-3)で当該輸出を適切に申告すればよい。

SEZ へのサプライ

SEZ への物品・サービスのサプライは GST の下では輸出取引と同じ取扱いであり、州際取引として IGST の課税対象かつ税率 0% (Zero Rated Supply) となる。従って、サプライ時の IGST 課税を回避する場合には LUT または Bond が必要となり、そうでない場合には IGST を支払って後から還付申請をすることになる。

執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、約 3,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2017 年度インド愛知デスク運營業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com